

【イクボスメールみえ 第65号】看護休暇・介護休暇制度について ほか

みえのイクボス同盟メールマガジン「イクボスメールみえ」を送付します。

今回は、三重労働局様よりご提供いただきました情報をお知らせします。

■■子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できます■■

改正育児・介護休業法が令和3年1月1日に施行され、子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるようになりました。

<改正のポイント>

- ・半日単位での取得が可能 ⇒ 時間単位での取得が可能
- ・1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない ⇒ 全ての労働者が取得できる

※「時間」とは、1時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じ、労働者の希望する時間数で取得できるようにしてください。

※法令で求められているのは、いわゆる「中抜け」なしの時間単位休暇です。

注)「中抜け」とは、就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ることを指します。

お問い合わせ先 三重労働局 雇用環境・均等室 TEL 059-226-2318

■■イクメンプロジェクト■■

「イクメンプロジェクト」公式サイトに新しい資料が掲載されましたので、情報提供します。

- 「父親の仕事と育児両立読本—ワーク・ライフ・バランスガイド—」
- ミニリーフレット「イクメンのススメ」
- イクメン企業アワード2020「受賞企業の取組事例集」
- イクボスアワード2020受賞者に聞く！「イクボスインタビュー集」

イクメンプロジェクト HP

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/library/download/>

当サイトでは、職場内研修用資料や研修動画も掲載されておりますので、ぜひご活用ください。

■■職場のハラスメント対策シンポジウム■■

厚生労働省では、ハラスメントのない職場環境をつくる気運を盛り上げるため、「職場のハラ

「ハラスメント対策シンポジウム」を開催し、有識者による基調講演やハラスメント防止対策に取り組んでいる企業の事例紹介などを行いました。ハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」にて講演等の動画や資料を見ることができますので、情報提供します。

<職場のハラスメント対策シンポジウム>

- ・厚生労働省雇用環境・均等局長挨拶
- ・基調講演
- ・企業事例紹介

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>

なお、ハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」では、ハラスメント対策研修資料、マニュアル、解説動画、裁判例なども掲載されており、無料で利用いただけますので、ぜひご活用ください。

ハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

■■■不妊治療と仕事の両立に関するシンポジウム■■■

今、さまざまな企業で、社員が不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりに取り組む動きが広がっています。そうした職場づくりをすることによって、離職の防止、社員の安心感やモチベーションの向上、新たな人材を引き付けることなどにつながり、企業にとって大きなメリットがあると考えられます。

不妊治療と仕事の両立について上司や同僚等への理解を浸透させ、お互いに支え合っている、またハラスメントのない職場づくりを進めることは、企業にとって大切な取組です。

厚生労働省では、有識者による「不妊治療と仕事の両立に関するシンポジウム」を行いました。下記ホームページにて、令和3年3月19日まで掲載されていますので、情報提供します。

<https://www.funinkyuka.com/>

■■■メールマガジンに関するお問い合わせ■■■

(アドレスの変更・配信停止等につきましては、下記までご連絡ください。)

三重県子ども・福祉部 少子化対策課 少子化対策推進班

電話：059-224-2404 FAX：059-224-2270

電子メール：shoshika@pref.mie.lg.jp

バックナンバーはこちら

<http://www.pref.mie.lg.jp/SHOSHIKA/HP/m0074300049.htm>